

○財務省告示第五十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十四年一月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
五回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項、第四十七条及び第六

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの

十 十
三 二

十 十
ロ イ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

(二)

(一) 年

銭 額 五 額 平
面 銭 面 成
金 以 金 二
額 上 額 十
百 の 百 四
円 そ 円 年
に れ に 一
っ ぞ っ 月
き れ き 二
百 の 百 十
一 応 一 日
円 募 円
六 価 五
十 格 十

む 十 式 は 二
も 号 に 、 募 ・
の に よ 払 入 ○
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 ー
る し 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{122}{365}$$

時 額 金 に の 口 る に
に (額 よ に 座 も 係 発
お た に り つ に の る 行
い だ 百 算 い 記 と 所 時
て し 分 出 て 載 し 得 に
取 、 の し は 又 て 税 お
得 当 二 た 、 は 振 が い
す 該 十 金 前 記 替 源 て
る 国 を 額 記 録 口 泉 、
者 債 乗 か (一) さ 座 徴 そ
が を じ ら の れ 簿 収 の
非 発 た 当 算 る 中 さ 利
居 行 金 該 式 も の れ 子

十四 初期利子

十五 第二期利子以後

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

住者又は外国人である場合
には、前記(一)の算式により算
出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額を
控除することができ
平成二十四年三月二十日を支
払
期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成五十二年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十四年一月二十日